「あ・そうかい」分科会のためのガイドライン

1. 「あ・そうかい」分科会（以後単に分科会と称す）とは、「あ・そうかい」の会則に従いその目的を実現するために具体的なテーマをもって活動する「あ・そうかい」会員（以後単に会員と称す）による任意のサークルである。

2. 分科会は、会員 1 名の世話人（リーダー）と会員 2 名以上の参加者をもって構成される。

3. 分科会は、年間三回以上の定期・不定期活動を実施するものとする。

4. 分科会は発足に際し、活動内容や目的を会員に周知し、広く会員の参加を求める開かれたサークルでなければならない。ただし分科会の運営上分科会参加者数に上限を設けることを妨げない。

5. 新設を希望する分科会の世話人（リーダー）となる者は、事前に「あ・そうかい」の会長宛に、分科会名称、分科会の目的または活動内容、リーダー名、参加者名を届け出なければならない。届け出の内容は、「あ・そうかい」例会において公表される。

6. 分科会の終了についても、分科会世話人（リーダー）は前項同様「あ・そうかい」会長宛に分科会名称と終了の時期・理由を付して届け出なければならない。届け出の内容は、「あ・そうかい」例会において公表される。

7. 「あ・そうかい」は、各分科会の存在や活動内容を会員に周知することに留意するが、その運営や活動については一切の責任を負わない。

8. 各分科会は、「あ・そうかい」から求められた場合には、活動状況や参加者数について報告しなければならない。

9. 前項で報告された内容がこのガイドラインに沿ったものではないと認められる場合（特に第二項、第三項）には、「あ・そうかい」は当該分科会の終了を例会等で告知する。

   （補足）分科会の活動内容が「あ・そうかい」会則から逸脱していると認められる場合、または営利活動、宗教活動、政治活動に関わるものと認められる場合、あるいは公序良俗に反すると認められる場合には、「あ・そうかい」が是正措置を命じることができるものとする。

（2017 年 5 月 22 日制定、即日実施）